

○休日の代休日の指定

・概要

- (1) 休日の代休日の指定とは
所属長が職員に、休日の全勤務時間について特に勤務することを命ずる場合に、代休日を指定することである。
- (2) 休日勤務を命じられるのは
 - ① 次のとおりであるが、学校行事等でどうしても休日を充てなければならない教育上特別の必要性がある場合に限られる。
 - ア 災害対策その他の緊急業務
 - イ 職員採用試験業務、入学者選抜業務等
 - ウ 各種行事、大会等特定の期日に予定される業務
 - エ 例年、特定の時期に集中する業務
 - ② 特に、給特条例第7条第1項の適用を受ける教育職員にあっては、給特条例第7条第2項に規定する場合に限られる。

給特条例第7条第2項

義務教育諸学校等の教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- 1 生徒の実習に関する業務
- 2 学校行事に関する業務
- 3 教職員会議に関する業務
- 4 非常災害等やむを得ない場合に必要業務

- (3) 代休日を指定する際の要件及び取扱
 - ① 休日に割り振られている勤務時間の全部を勤務した場合で、休日の勤務時間数と代休日の時間数とが同じ場合に限られる。
ゆえに、勤務時間条例第10条第2項の規定の定めるところにより、休日に4時間の勤務命令等、休日の勤務時間の一部についてのみ特に勤務を命じた場合は、代休を指定することはできない。
 - ② 代休の対象となる休日は、「祝日法による休日」又は「年末年始の休日」に限定され、指定された代休日は含まれず、代休日に勤務した場合の再代休は認められない。
代休日に勤務する場合は、「職員の給与に関する条例第14条」により休日給を支給する。ただし、教育職員については、「給特条例第3条第3項」の規定により適用されない。
 - ③ あらかじめ代休日を指定（当該休日前の指定）することを規定しており、事後指定は認めていない。
 - ④ 代休日として指定できる日は、休日以外の勤務日等で、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等の3つの条件を満たす日に行う。
なお、同一の勤務時間数の勤務日であるならば、時間帯が異なる場合であってもよい。
 - ⑤ 職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。
 - ⑥ 文化祭、運動会、修学旅行等の学校行事による休業日の振替に伴い代休日の指定を行う場合、休業日の振替及び代休日の指定は、
 - ア 当該休業日後の接近した日に行う。
 - イ 当該代休日の指定は全職員一斉か、学年等の単位ごとに行う。
 - ウ 当該代休日に出張を命ずる必要がある場合にのみ、当該職員について異なる日に指定を行う。
 - ⑦ 代休日の指定後であっても、臨時又は緊急の業務のため、代休日に勤務を命ずる必要が生じた場合には、勤務させることができる。
 - ⑧ 代休日の指定は、休日勤務の前に「代休日指定簿（様式IV）」により行い、休日勤務命令と同時に代休日の指定を行うことを原則とする。

・関係法令等

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第10条
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第8条
- (3) 福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程 第11条
- (4) 福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する取扱要領 第2-12
- (5) 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例第7条
- (6) 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する規則 第3条
- (7) 市町村の公立学校職員の勤務時間に関する規則等

・事務処理

時 期	処 理 内 容
事由の発生	行事予定等により確認
届出の作成	「休日の代休日指定届」へ記入、校長の決裁
届 出	地教委へ提出。提出時期は2週間前程度 提出部数1部（市町村による）
指 定 簿 への記入	職員の出張等の用務を確認し、全職員分を「代休日指定簿（様式Ⅳ）」へ記入
周 知	職員へ周知し、意向を確認。希望したものの全員から確認印をもらう
保 管	関係綴りへ保管。変更簿は代休日の指定を希望したものの全員から確認印を押してもらった後保管

・留意事項

- (1) 休日とは、「国民の祝日に関する法律」に定める休日及び年末年始の休日であり、正規の勤務時間が割り当てられ、かつ、正規の給与が支給されるが、特に勤務することを命ぜられるものを除き、正規の勤務時間であっても勤務することが必要とされない日をいう。
- (2) 休日に引率業務に従事した場合（週休日の振替に該当する対外運動競技等に係る児童生徒引率業務と同様には扱えない）、休日の代休日の指定は行えず、また、弾力的な配慮も行えない。
ただし、対外運動競技等で児童生徒を引率する場合、「勤務日ではない」が「出張」とし、県費による旅費を支給できる。出勤簿には「出」を表示する。
- (3) 休日は「勤務日ではない」ことから特殊勤務手当の対象となる。
ア 8時間程度の業務に従事する場合、3号業務手当が支給される。
イ 2時間以上の業務に従事する場合、4号業務手当が支給される。
※ 手当についての詳しい内容は給与編を参照。
- (4) 届出の内容が教育課程編成届に含まれていることにより、当該届の提出を省略する市町村もある。また、届出ではなく承認申請のところもある。

以 下 余 白